

令和 8 年度

相模原市立大沢中学校いじめ防止基本方針

相模原市立大沢中学校

令和 8 年 4 月 1 日

相模原市立大沢中学校いじめ防止基本方針

【目指す子どもの姿など】

思いやりをもち心豊かな生徒、正しい判断で行動できる生徒、進んで学び想像力を持つ生徒

【家庭・地域との連携】

学校の実態を公開するとともに生徒を幾重にも支える態勢を築くことを趣旨とする。

- 開かれた学校づくり学校へ行こう週間
- P T Aとの連携
コミュニティフォーラム
- 青少年指導員との連携
地域あいさつ運動
- 学校関係者評価の実施

【校内組織】

「いじめ防止対策委員会」

目 的 校内のいじめの状況の把握とその対応と解決を目指すために設置する。

開 催 月1回

(Ⅱ)のメンバーは必要に応じて参加)

構成員 校長・副校長・教務主任・生徒指導主任・各学年主任・各学年生徒指導係・養護教諭・支援コーディネーター・登校支援担当教諭・【学警連担当者青少年教育カウンセラー・スクールソーシャルワーカー】

【関係機関との連携】

迅速で効果的な「いじめ対策」を行うために次の機関との連携を強化する。

- 教育委員会各課
 - 民生・児童委員
 - 警察署、スクールサポーター
 - 県警少年相談・保護センター等
- ケース会議を開催し、必要に応じて関係者を招聘する。

【いじめの未然防止】

- (1) 「共生心」(お互いを認め、尊重し合い、お互いがよりよい関係を築きあげようとする心)をキーワードとした「共生心育成プログラム」を展開し、豊かな心を育み、互いを尊重できる態度を養い、いじめに向かわせない生徒を育てる。
【福祉体験学習、職場体験学習、平和学習】
- (2) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
【校内研究等】
- (3) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
【生徒会主催の異学年交流】
- (4) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や読書活動、体験活動などを推進する。
【朝読書、福祉講話、被爆者講話】
- (5) いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒・保護者に対しても資料提供や講演会などを通じて周知徹底を図る。
【スマートフォンの使い方教室】
- (6) 学校、P T A、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
【コミュニティフォーラム、青少年指導員との懇談会】

【いじめの早期発見】

- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。
【休み時間の様子の把握】
- (2) 定期的なアンケート調査や学期毎に行う教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
【隔月に行うアンケート調査、学期毎の教育相談】
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

【いじめへの対処】

- (1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。いじめであるか否かの判断は組織的に行う。

【重大事態への対処】

重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために調査を行う。(いじめ防止対策委員会の開催)

1 いじめの防止等の取組を推進していく 基本理念

いじめ対策推進法より

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ①行為をした者（A）も行為の対象になった者（B）も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであるという意識をすべての教職員がもち、その対策にあたることが重要であり、「いじめのない学校づくり」を生徒と教職員が一丸となって目指していくことを基本理念とする。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを共通理解し、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の対策が最も重要であることを認識し、未然防止のために様々な啓発活動に取り組んでいく。また、いじめが発生する予兆を逃さないためにも、定期的なアンケートや全ての生徒を対象とした教育相談を実施し、いじめの早期発見を目指す体制づくりを進める。

さらに、不幸にしていじめが発生した場合には、被害者に寄り添いながら、事実確認を行い、速やかな解決をすすめるために具体的な指導に入る。関係生徒の保護者への連絡を行い、その後の経過観察も行い、再発の防止に努める。

いじめは校外で起こる場合もあるため、地域やその他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

(1)「いじめ防止対策委員会」

①開 催：毎月1回（【 】のメンバーは必要に応じて参加。また、緊急時はメンバーが全員そろわなくても開催することができる）

②構成員：校長（委員長）・副校長（副委員長）・教務主任・生徒指導主任・各学年主任・各学年生徒指導係・養護教諭・支援コーディネーター・登校支援担当教諭・【学警連担当者・青少年教育カウンセラー・スクールソーシャルワーカー】

③取組内容

ア) いじめの未然防止・早期発見の体制整備及び取組

イ) いじめを受けた生徒に対する相談と支援。また、その保護者に対する相談と支援

エ) いじめを行った生徒に対する指導。また、その保護者に対する助言

カ) 専門的な知識を有する者等との連携

キ) その他いじめの防止等に係ること

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 「共生心」(お互いを認め、尊重し合い、お互いがよりよい関係を築きあげようとする心) をキーワードとした「共生心育成プログラム」を展開し、豊かな心を育み、互いを尊重できる態度を養い、いじめに向かわせない生徒を育てる。
- (2) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - ①授業内で小グループ活動を取り入れ、互いの関係性をよりよくする授業づくり
 - ②発表や話し合い活動を推進し、表現能力を向上させ、社会性を向上させる授業づくり
- (3) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
 - ①学校祭を中心とした異学年交流の展開
 - ②生徒会活動を中心とした、いじめ防止の取り組みの推進
- (4) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
 - ①人権教育の充実：「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」の周知徹底を図る。
 - ②道徳教育の充実：道徳の時間の確保。道徳の時間だけでなく、すべての教育活動の中で実践をする。
- (5) いじめ(インターネット等によるいじめを含む) について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。
 - ①校内研修：いじめの認知について等
 - ②教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取組の充実を図る
 - ③全校集会、学級活動における校長をはじめとした担当教員からの講話
 - ④いじめ防止に向けた保護者会、学級懇談会においての啓発活動
- (6) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
 - ①地域あいさつ運動(毎月2回実施)
 - ②大沢地区健全育成協議会

4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。
 - ①休み時間や放課後の雑談の中での生徒の様子を観察
 - ②個人面談、家庭訪問等により、生徒の状況を把握
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ①生活いじめアンケート：隔月に1回、教育相談アンケート：各学期に1回
 - ②教育相談週間：各学期に実施
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - ①相談窓口の周知：青少年教育カウンセラー 毎週火・木曜日
TEL：042-761-2646(直通)
さがみはらこどもSOSダイヤル：042-707-7053
ヤングテレホン：042-755-2552
 - ②保健室だより、相談室だよりの発行
 - ③青少年教育カウンセラーによる校内巡回

5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

(1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。

①校内の「いじめ防止対策委員会」に直ちに報告し、情報を共有する。

②すみやかに事実確認を行い、関係生徒及びその保護者、集団全体（学級、部活、遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。

③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

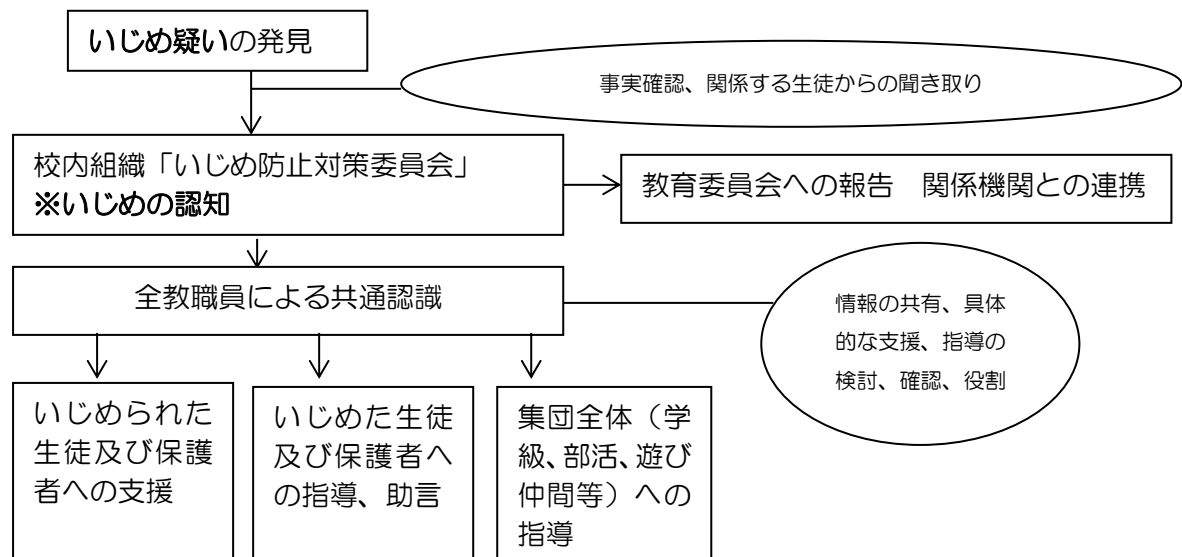
○青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー

○各警察署、県警少年相談・保護センター

○青少年相談員

○児童相談所、緑子育て支援センター

(対応経路)



6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

(1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。

(2) 教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。

(3) 当該生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。

【重大事態とは】

・いじめにより本校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・いじめにより本校に在籍する生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相模原市立大沢中学校いじめ防止対策委員会設置要項」

1 設 置

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 22 条に基づき、相模原市立大沢中学校に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

2 委員会の目的

いじめは、全ての生徒に関係する問題であるという認識に基づいて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを克服するために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した場合は、適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

3 委員会の構成員

委員会の構成員は、原則として表に掲げる者とする。ただし、事案の状況により、関係する教職員等を加える場合もある。

委員長	校長
副委員長	副校長
委 員	教務主任、生徒指導主任、各学年主任、各学年生徒指導係、養護教諭、支援コーディネーター、登校支援担当教諭、学警連担当者・青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー

4 委員会の運営

- (1) 委員会は、校長が招集し、原則、月 1 回開催する。ただし、状況に応じて適宜開催するものとする。
- (2) いじめの未然防止、早期発見の取組を企画する。
- (3) いじめへの対応を迅速かつ適切に行うため、対応について協議する。
- (4) 家庭、地域、有識者及び関係諸機関との協力を求める。
- (5) 重大事態が生じた場合は、校内緊急対応チームとして機能する。
- (6) この「相模原市立大沢中学校いじめ防止対策委員会の設置要項」（以下「要項」という。）に定めるもののほか、委員会の取組、運営等必要な事項は、校長が定める。

5 委員会の取組内容

委員会は、日頃から実態把握・相談活動の充実を図り、生徒や保護者の思いなどの情報を常に把握するよう努めるとともに、学校全体でのいじめの未然防止・早期発見の取組、適切かつ迅速にいじめへの対処が行われるよう、次の業務を遂行する。

- (1) いじめの未然防止・早期発見の体制整備及び取組
 - ① 明るく安心して生活できる学校づくりに向けた取組
 - ② 教科・領域を横断したいじめ防止等の取組の推進
 - ③ 早期発見のための措置
 - ・生徒対象の「いじめに関するアンケート」の実施・分析を隔月に 1 回行う
 - ④ 相談体制の確立
 - ・教育相談の実施（学期に 1 回程度）
 - ・青少年教育カウンセラー等の相談窓口の周知
 - ⑤ インターネット等によるいじめに対する対策の推進
 - ・生徒、保護者向け「インターネット等の正しい使い方」についての周知、研修会等の実施
- (2) いじめを受けた生徒に対する相談・支援。また、その生徒の保護者に対する相談・支援
- (3) いじめを行った生徒に対する指導。また、その生徒の保護者に対する助言
- (4) 専門的な知識を有する者等との連携
- (5) その他いじめの防止等に係ること

6 その他

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

以 上